

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年9月9日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第7号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年7月25日

亀岡市長 栗山正隆

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成25年7月25日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 損害賠償の額 181,156円
- 2 損害賠償の相手方 京都府乙訓郡大山崎町在住
74歳男性

3 事故の概要

平成25年5月1日午後2時5分頃、ガレリアかめおか内駐車場において、市車両が後進にて駐車する際、車両の右後方部が相手方車両の左側面部に接触し、双方の車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 181,156円
- 2 損害賠償の相手方 京都府乙訓郡大山崎町在住
74歳男性

3 事故の概要

平成25年5月1日午後2時5分頃、ガレリアかめおか内駐車場において、市車両が後進にて駐車する際、車両の右後方部が相手方車両の左側面部に接触し、双方の車両が損傷した。